

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例  
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める  
条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例  
施行規則（平成30年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給食費)</p> <p>第10条 <u>市立幼稚園、市立保育所、市立認定こども園</u>における、法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる児童(3歳児クラス以上の児童に限る。)に関する給食の提供に要する費用については、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給食費)</p> <p>第10条 市立保育所、<u>市立こども園</u>における、法第19条第1項第1号及び第2号に掲げる児童(3歳児クラス以上の児童に限る。)に関する給食の提供に要する費用については、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(事務の委任)</p> <p>第16条 市長は、その権限に属する次に掲げる事務を保育料(児童福祉法(昭和22年法第164号)<u>第56条第5項から第7項まで</u>又は法附則第6条第6項の規定により徴収する費用をいう。)の徴収事務に従事する職員に委任することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法第56条第5項から第7項まで</u>又は法附則第6条第6項の</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第16条 市長は、その権限に属する次に掲げる事務を保育料(児童福祉法(昭和22年法第164号)<u>第56条第6項から第8項まで</u>の規定により徴収する費用をいう。)の徴収事務に従事する職員に委任することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法第56条第6項から第8項まで</u>の規定による滞納処分(以下</p>

<p>規定による滞納処分(以下「滞納処分」という。)のための滞納者の財産に係る質問又は検査に關すること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>「滞納処分」という。)のための滞納者の財産に係る質問又は検査に關すること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

改正後			
別表第2 (第10条関係)			
単位：円			
区分		金額	
		月額 (児童1人につき)	1食につき
市立幼稚園に入園する児童		二	197
市立幼稚園以外に入所する児童	主食費	(略)	二
	副食費	市立認定こども園に入園する法第19条第1項第1号に掲げる児童	(略)
		その他の児童	(略)

改正前		
別表第2 (第10条関係)		
単位：円		
区分		月額 (児童1人につき)
主食費		(略)
副食費	市立こども園に入所する法第19条第1項第1号に掲げる児童	(略)
	その他の児童	(略)

改正後

別表第3（第11条関係）

減免の事由	適用要件	減免する額	添付書類	減免期間
1 から 4 まで （略）				
5 四日市市児童発達支援センター（あけぼの学園）等に入所児童が通園しているとき	四日市市特別支援保育に関する要綱第5条に基づく、処遇の決定がされた場合（給食費は、 <u>市立保育所及び市立認定こども園に限る。</u> ）	入所児童の保育所通所日数が週4日の場合 利用者負担額及び給食費の10分の30	(略)	
6 入所児童が1カ月の間に全日を欠席したとき	<u>市立保育所及び市立認定こども園に限る。</u>	(略)		
7 入所児童が1カ月の間に10日間以上連続して欠席したとき	<u>市立保育所及び市立認定こども園に限る。</u>	(略)		
8 児童の入所日が16日以降又は退所日が15日以前のとき	<u>市立保育所及び市立認定こども園に限る。</u>	(略)		
9 （略）				

備考 （略）

改正前

別表第3（第11条関係）

減免の事由	適用要件	減免する額	添付書類	減免期間
1 から 4 まで （略）				
5 四日市市児童発達支援センター（あけぼの学園）等に入所児童が通園しているとき	四日市市特別支援保育に関する要綱第5条に基づく、処遇の決定がされた場合（給食費は、 <u>市立保育園、市立こども園に限る</u> ）	<p>入所児童の保育所通所日数が週2日又は3日の場合</p> <p>利用者負担額及び給食費の100分の50</p> <p>入所児童の保育所通所日数が週4日の場合</p> <p>利用者負担額及び給食費の100分の30</p>	(略)	
6 入所児童が1カ月の間に全日を欠席したとき	<u>市立保育所、市立こども園に限る</u>	(略)		
7 入所児童が1カ月の間に10日間以上連続して欠席したとき	<u>市立保育所、市立こども園に限る</u>	(略)		
8 児童の入所日が16日以降又は退所日が15日以前るとき	<u>市立保育所、市立こども園に限る</u>	(略)		

9 (略)

備考 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)